

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律の一部改正案

令和5年2月22日

高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム

※ 本資料における記載は現時点のものであり、閣議決定されるまでの間に法文上の技術的修正が加わる可能性がある。

長期施設管理計画の策定と認可の義務付け



- ◆ 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画(以下この条において「長期施設管理計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

【第43条の3の32第1項】

- ◆ 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときも、同様とする。

【第43条の3の32第3項】

- ◆ 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

✓ 第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けようとする者

【第75条第1項第3号】

政令で定める事項

✓ 手数料の額

規則で定める事項

✓ 長期施設管理計画の申請手続に必要な事項₂

長期施設管理計画の変更と劣化評価



- ◆ 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

【第43条の3の32第4項】

- ◆ 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。

【第43条の3の32第5項】

- ◆ 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

【第43条の3の32第7項】



規則で定める事項

- ✓ 劣化評価が必要となる長期施設管理計画の変更
- ✓ 劣化評価の実施方法
- ✓ 長期施設管理計画の軽微な変更の内容
- ✓ 軽微な変更の届出手続きに必要な事項

※認可を受けた長期施設管理計画の変更に関し、期間を延長する変更は「認可を受けた長期施設管理計画の期間を超えて運転しようとするとき」に該当するため変更の認可ではなく第3項の認可が必要となる。

長期施設管理計画の記載事項と認可の基準



- ◆ 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。
【第43条の3の32第2項】
- ◆ 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。
【第43条の3の32第6項】
 - ① 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
 - ② 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。
 - ③ 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。



規則で定める事項

- ✓ 長期施設管理計画の記載方法
- ✓ 長期施設管理計画の記載事項
- ✓ 劣化評価の方法に関する認可基準
- ✓ 劣化状況を踏まえた安全性を確保するための基準



- ◆ 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。）に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

【第43条の3の32第8項】

- ◆ 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。
次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況

- 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画

【第61条の2の2第1項第3号ホ】

- ◆ 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項並びに第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

【第68条第2項】

原子力規制委員会による命令等



- ◆ 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。
【第43条の3の32第9項】
- ◆ 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三條の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。
 - ✓ 第四十三條の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。
 - ✓ 第四十三條の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。【第43条の3の20第2項第12号及び第13号】
- ◆ 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - ✓ 第四十三條の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合において、これらの認可を受けずに発電用原子炉を運転したとき。
 - ✓ 第四十三條の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。【第78条第13号の6及び第13号の7】

施行期日



- ◆ 経過措置(準備行為に関する事項) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

【附則第1条第3号】

- ◆ 原子炉等規制法の一部改正に関する事項 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

【附則第1条第4号】



- 制度の詳細(政令や原子力規制委員会規則で定める事項等)が定まっていないと準備行為が行えないことから、準備行為に関する事項の施行の時期(公布の日から起算して六月以内)に政令や原子力規制委員会規則等を整備する必要がある。
- 制度移行のための期間(準備行為の期間)は、原子炉等規制法の一部改正が施行される時期(公布の日から起算して二年以内)までであるため、準備行為の期間を確保するためには上記の政令、原子力規制委員会規則等の検討は可能な限り速やかに行う必要がある。

準備行為(運転開始後30年を経過した新基準適合炉)①



- ◆ 第四号施行日前に平成二十四年既設発電用原子炉(その設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法第四十九条第一項の検査に合格した日(次項において「運転開始日」という。)から起算して三十年を経過しているものに限る。)を運転している者であって、第四号施行日において引き続き当該平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとするものは、第四号施行日の前日までに、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、長期施設管理計画(同条第一項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

【附則第4条第1項】

- ◆ 前項の規定により認可を受けなければならない長期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げる平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応じ、第四号施行日から当該各号に定める日までの期間とする。
 - ✓ 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの 運転開始日から起算して四十年を経過する日
 - ✓ 第四号施行日において運転開始日から起算して四十年を超えて運転しようとするもの(次号に掲げるものを除く。) 運転開始日から起算して五十年を経過する日
 - ✓ 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの 運転開始日から起算して六十年を経過する日

【附則第4条第2項】

準備行為(運転開始後30年を経過した新基準適合炉)②



- ◆ 第一項の認可を受けた長期施設管理計画(附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの)の期間が一年以内である場合には、当該長期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。

【附則第4条第3項】

- ◆ 前項の認可の申請は、第四号施行日の前日までの間に当該申請に対する処分がされなかったときは、第四号施行日において新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第三項前段の認可の申請とみなす。

【附則第4条第4項】

- ◆ 第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

【附則第4条第6項】

※附則第4条第1項の認可の申請については、施行日の前日までの認可を義務付けているものであることから、施行日において当該申請を新制度における申請とみなすことできない。

準備行為(運転開始後30年未満の新基準適合炉)



- ◆ 平成二十四年既設発電用原子炉(前条第一項に規定するものを除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

【附則第5条第1項】

- ◆ 前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

【附則第5条第2項】

準備行為(認可を受けた長期施設管理計画の変更)



- ◆ 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた者であって、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。
【附則第6条第1項】
- ◆ 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた長期施設管理計画について、前項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第七項の規定の例により、その旨を原子力規制委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日において同項の規定による届出とみなす。
【附則第6条第2項】
- ◆ 附則第四条第四項から第六項までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第四項」と読み替えるものとする。
【附則第6条第3項】

(参考)原子炉等規制法の経過措置(準備行為)

